



- 1 1. 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

**道路運送法第 3 5 条**

回答 ( ○ )

- 1 2. 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の経営していた一般旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後 9 0 日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

**道路運送法第 3 7 条**

回答 ( × )

- 1 3. 一般貸切旅客自動車運送事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。

**道路運送法第 4 0 条**

回答 ( ○ )

- 1 4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、一般貸切旅客自動車運送適正化機関から負担金の納付に係る通知があった場合は、負担金を納付しなければならない。

**道路運送法第 4 3 条の 1 5**

回答 ( ○ )

- 1 5. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 7 条の 2**

回答 ( × )

- 1 6. 旅客自動車運送事業者は、運転者の酒気帯びの有無の確認のためにアルコール検知器を用いる必要があるが、アルコール検知器が故障してしまった場合はこの限りではない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 2 4 条**

回答 ( × )

- 1 7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、業務記録を 1 年間保存しなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 2 5 条**

回答 ( × )

- 1 8. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車にかかる事故が発生した場合には、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 2 6 条の 2**

回答 ( ○ )

- 1 9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに、運行の開始及び終了の地点及び日時、運行に際しての注意箇所の位置など、法令に定められた事項を記載した運行指示書を作成し、運転者等に適切な指示をし、携行させなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 2 8 条の 2**

回答 ( ○ )

- 2 0. 旅客自動車運送事業者は、二月以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者等として選任してはならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 3 6 条**

回答 ( ○ )

21. 旅客自動車運送事業者は、運転者に対して適切な指導監督を行い、その日時、場所等を記録し、その記録を1年間保存しなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第38条**

回答 ( × )

22. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に自動車登録番号を掲示する必要はない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第42条**

回答 ( × )

23. 旅客自動車運送事業者は、毎年12月31日までに、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。この場合において、旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、遅滞なく、その内容を国土交通大臣に報告しなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7**

回答 ( × )

24. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任又は解任した場合及び運行管理者の補助者を選任又は解任した場合は、当該届出事由の発生した日から15日以内に届け出なければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第68条**

回答 ( ○ )

25. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員の宿泊費等当該運送に関連する費用は、契約責任者（一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を結ぶ者）の負担となっている。

**一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款**

回答 ( ○ )

26. 1日についての拘束時間は、13時間以内とし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、15時間とすること。

**自動車運転者の労働時間等の改善のための基準**

回答 ( ○ )

27. 整備管理者を選任しようとするときは、あらかじめ地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

**道路運送車両法第52条**

回答 ( × )

28. 「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項（国土交通省告示第1089号）」において輸送の安全に関する目標及びその達成状況については公表すべき事項として定められていない。

**「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等（国土交通省告示第1337号）」**

回答 ( × )

29. 輸送実績報告書は、毎年6月30日までに提出しなければならない。

**旅客自動車運送事業等報告規則第2条**

回答 ( × )

30. 一般貸切旅客自動車運送事業者が使用する自動車が5人以上の重傷者を生じる事故を引き起こした場合は、24時間以内においてできる限り速やかにその事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。

**自動車事故報告規則第4条**

回答 ( ○ )

31. 一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員（ ）人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。
- A. 9 B. 10 C. 11  
**道路運送法第3条、道路運送法施行規則第3条の2** 回答 ( C )
32. 旅客自動車運送事業者は、苦情の申出を受け付けた場合には、営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して（ ）保存しなければならない。
- A. 6か月間 B. 1年間 C. 3年間  
**旅客自動車運送事業運輸規則第3条** 回答 ( B )
33. 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の（ ）及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。
- A. 休憩時間 B. 勤務時間 C. 出勤時間  
**旅客自動車運送事業運輸規則第21条** 回答 ( B )
34. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事したときは、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を（ ）により記録し、かつ、その記録を3年間保存しなければならない。
- A. 業務記録 B. 運行記録計 C. 運行指示書  
**旅客自動車運送事業運輸規則第26条** 回答 ( B )
35. 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、貸切バスの（ ）に対して、安全運行の確保のために必要な行程作成や契約上の留意点への理解と十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にすることを目的としている。
- A. 事業者 B. 運転者 C. 利用者  
**輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン** 回答 ( C )
36. 自動車の（ ）は、当該自動車道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。
- A. 運転手 B. 所有者 C. 使用者  
**道路運送車両法第47条の2** 回答 ( C )
37. 一般貸切旅客自動車運送事業者に用いる事業用自動車は、（ ）ごとに定期点検整備を実施しなければならない。
- A. 1ヶ月 B. 3ヶ月 C. 6ヶ月  
**道路運送車両法第48条** 回答 ( B )
38. 旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、（ ）日以内に「事業報告書」を行政庁に提出する義務がある。
- A. 50 B. 100 C. 150  
**旅客自動車運送事業等報告規則** 回答 ( B )
39. バス運転者の連続運転時間は、（ ）時間を超えないものとする。
- A. 4 B. 5 C. 6  
**自動車運転者の労働時間等の改善のための基準** 回答 ( A )
40. 旅客自動車運送事業者が講じておくべき事業用自動車の運行により生じた旅客その他の財産の損害を賠償するための措置は、1事故につき（ ）万円以上を限度額としててん補することを内容とするものでなければならない。
- A. 200 B. 400 C. 600  
**旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示** 回答 ( A )